

(仮称) いじめ防止等対策推進条例検討の視点について

1 主旨

複雑化するいじめへの対応として、学校・教育委員会・区長部局が一体となって、区としていじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「(仮称) いじめ防止等対策推進条例」を令和9年4月に施行することを目指し、新たに「いじめ問題対策専門委員会」委員に有識者等を加えた条例検討委員会（以下「委員会」という）を設置し、議論を開始することを令和8年2月3日の文教常任委員会及び2月5日の子ども・若者施策推進特別委員会に報告した。

この度、委員会において議論を開始するにあたり、これまで「いじめ問題対策専門委員会」及び学識経験者等との意見交換会を行い、条例の議論を深化させるための「検討の視点」をまとめたので、報告する。

2 世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況（別紙1）

世田谷区立小・中学校におけるいじめについて、毎年度実施している文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、

- (1) いじめの認知件数は、令和6年度に小・中ともに増加している
- (2) 学年別の認知件数では、東京都と比較し、小学校1年生の認知件数の割合が少なく、中学校1年生の認知件数の割合が多い
- (3) いじめの態様としては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句」が小学校で約5割、中学校で約6割を占めている

状況である。

3 条例の目的や施策等の方向性（検討の視点）

「(仮称) いじめ防止等対策推進条例」の議論を開始するにあたり、別紙2のとおり、基本的な考え方とともに、いじめの予防、兆候段階、発生という各段階における検討する視点をまとめるとともに、いじめの予防、対応について、データや最新の知見、さらには各学校で作成することになっているいじめ防止基本方針に児童・生徒の声を反映させるなど、実効的に運営するための仕組みについてまとめた。

今後、これらの視点とともに、議会からのご意見を委員会に伝え、議論を深化させていく。

4 条例検討委員会について

(1) 委員構成

専門分野	氏名	所属（肩書）
学識経験	藤平 敦（委員長）	日本大学文理学部 教授
法律	佐藤 香代	法律事務所たいとう 弁護士
法律	加藤 昌子	くれたけ法律事務所 弁護士
心理	松丸 未来	東京認知行動療法センター 臨床心理士・公認心理師
福祉	竹村 睦子	一般社団法人子ども・若者応援団 代表理事
学校経営	石鍋 浩	明海大学 客員教授
福祉	西村 由紀	NPO メンタルケア協議会

※PTA 関係者、民生委員・児童委員、校長等関係者から意見を聞く必要がある場合、委員会開催時に出席いただき、議論を深めていく。

(2) 委員会等の開催予定

令和8年 3月11日	第1回委員会開催
4月	第2回委員会開催
6月	子どもから意見を聞く取組みを実施
7月	第3回委員会開催（条例素案とりまとめ）
9月	区民意見提出手続き（パブリックコメント）実施 シンポジウム開催
10月	第4回委員会
11月	第5回委員会
12月	第6回委員会（条例案とりまとめ）

(3) 委員会運営

- ① 「（仮称）いじめ防止等対策推進条例」について議論を行うとともに、区のいじめに関するデータの取り扱い、またいじめ重大事態に対する仕組みやいじめに関する実行策についても、議論を行い、委員会としてのまとめを行う。
- ② 会議は、原則公開とし、委員会が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

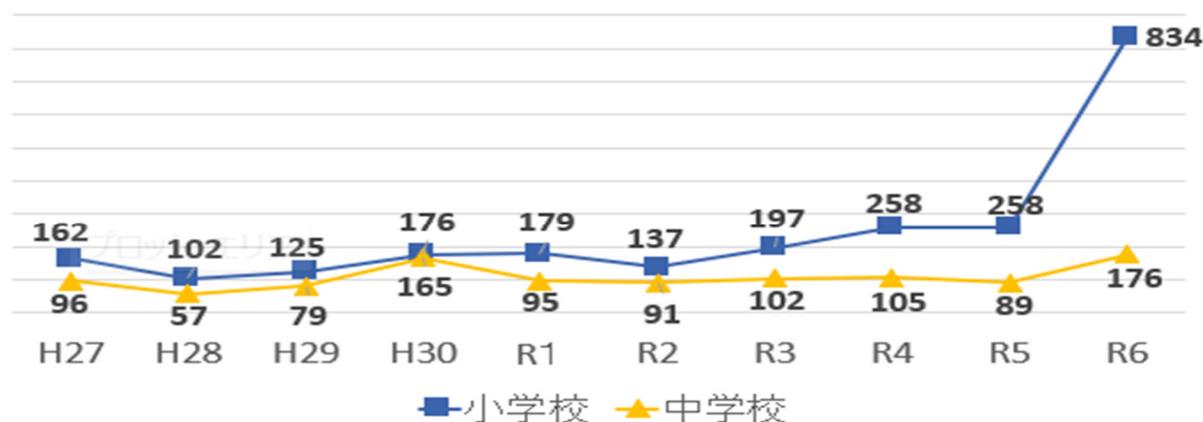
5 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月	文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に条例素案について報告
令和9年 2月	文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に条例案について報告
4月	条例施行

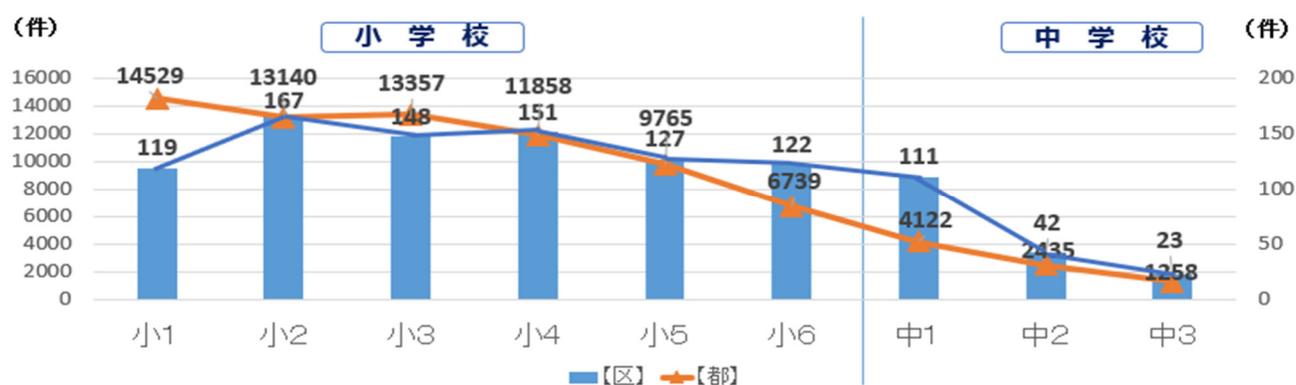
世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況

(1)いじめの認知件数の推移

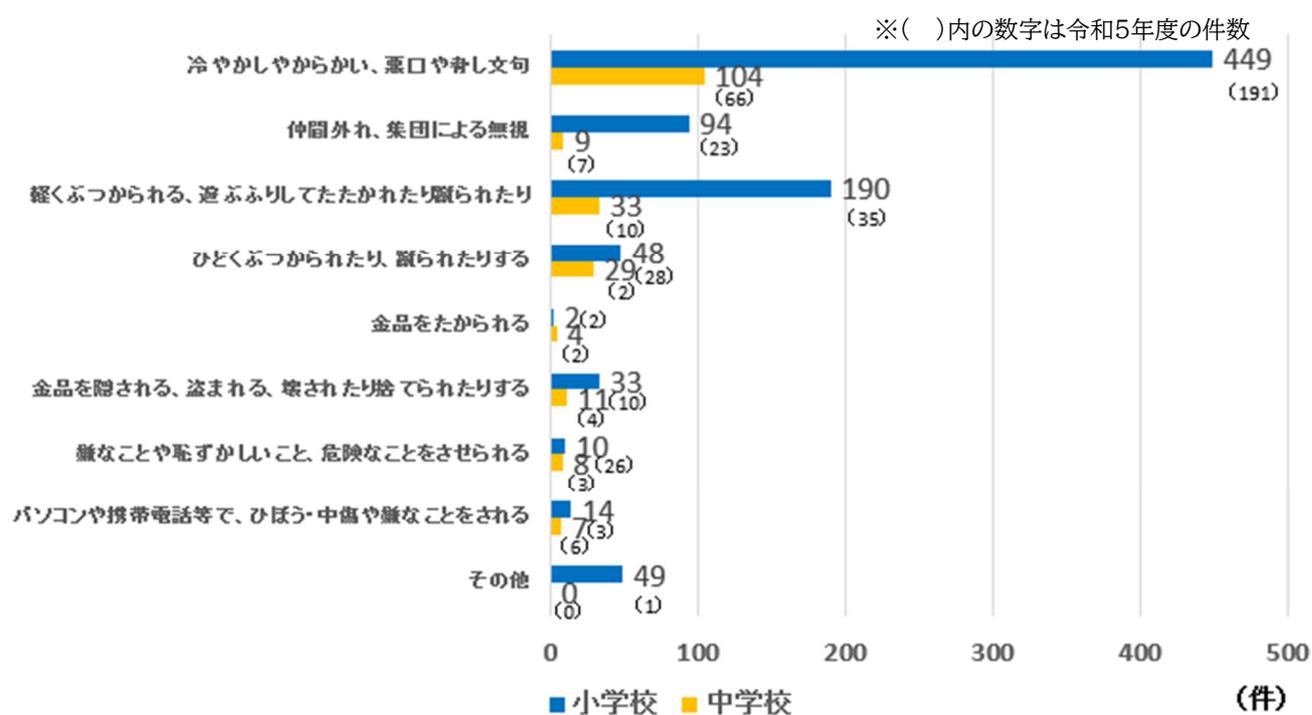
(件)



(2)学年別 いじめの認知件数(令和6年度)



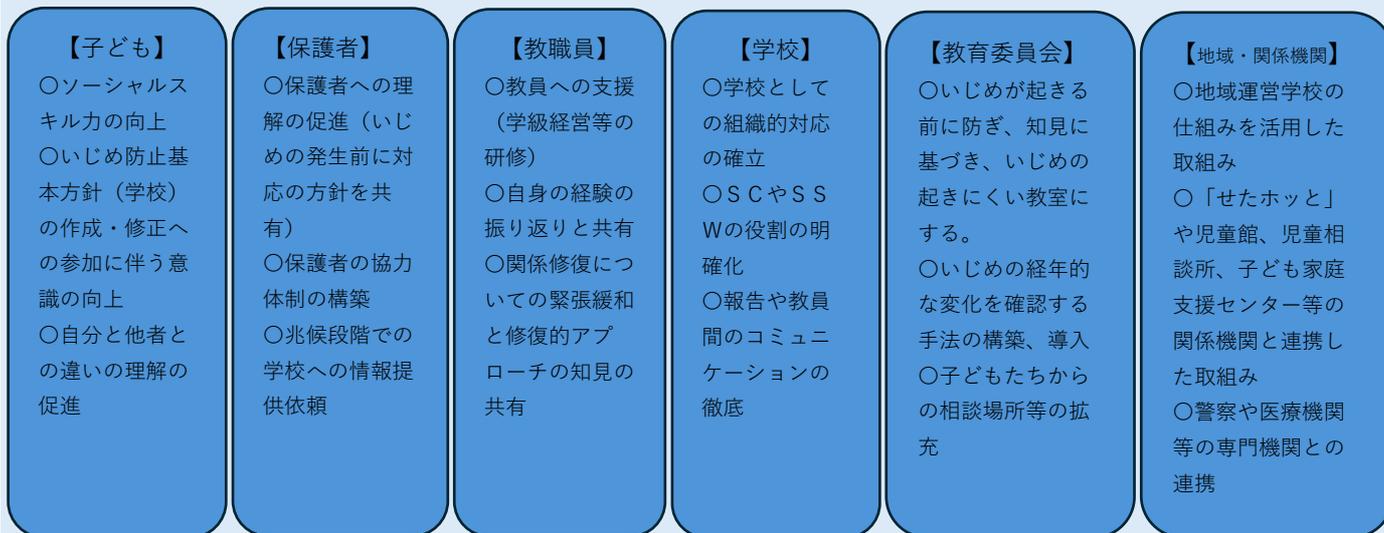
(3)いじめの態様(令和6年度)



基本的な考え方

- いじめは子どもの心や体を傷つける行為であり、重大な影響を与える人権侵害である。
- 人としての集団生活の中で、子どもは加害側にも被害側にもなり得るものであり、その意味でいじめはどこにでも起こり得るものである。
- だからこそ、いじめが発生しにくいような学校にし、その予防、かつ重大化を防ぐことに全力で取り組む。特に、兆候段階を逃さず、いじめの発生そのものをなくす方向を目指す。
- いじめが発生した際は、被害を受けた子どもの安心・安全を守ることに最善を尽くす。
- 子どもの傷付いた心のケアを第一とし、子どもたちの関係修復を主眼に置いた取り組みを行い、子どもの苦しみを取り除いていく。
- 全体を通して子どもの最善の利益を尊重し、子どもの意見をよく聴き、子どもを中心とした解決を図る。

予防



兆候段階

- ・兆候段階での子どもへの積極的な関わり
- ・日常的なモニタリングによる点検とフィードバック
- ・コミュニケーションや行動化に対する介助的な役割の検討

発生

- 単なる事実認定ではなく、子どもの心の苦痛に寄り添ったアプローチ
- いじめを行ってしまった子どもも含めたいじめの背景を汲み取り、児童福祉等との連携の強化及び各種相談先の施策への繋ぎ
- 子どもが置かれている状況を理解し、寄り添いながらの対応策の検討
- 子どもたちの関係を修復し、安全なクラス運営の確保

複雑事案（※）に対するアプローチ

- どちらが悪いという処罰をすることではなく、関係者に課題を伝えて、解決に繋げていく。
- 迅速に動き短期的なアプローチで臨む。
- 第三者機関の介入による解決への推進
- ※いじめの背景に、子どもの特性や、加害・被害が入れ替わる状況があるなど、多面的な課題を含む事案

重大事態に対するアプローチ

- 学校調査、教育委員会調査、第三者委員会調査のメリットデメリットを整理し、子どもの思いに沿った対応ができるようにする。
- 必要がある場合、学習保障を前提とした別室登校等の措置を講ずることを検討する。

予防～発生までの動き方の方向性

